令和2度第二回横浜市荏田西コミュニティハウス委員会　議事録

【日時】 令和3年3月6日(土) 13:30～15:00
【場所】 荏田西コミュニティハウス　大会議室
【出席】 委員 10 名･･･欠席 4 名
事務局　公益社団法人　横浜市民施設協会事務局　事務局長
横浜市荏田西コミュニティハウス　館長

《委員会会長選任までは、荏田西コミュニティハウス館長が進行》

1　横浜市荏田西コミュニティハウス委員会及び委員

荏田西コミュニティハウス委員会は、横浜市荏田西コミュニティハウス委員会要綱第2条にあるとおり、「コミュニティハウスの管理運営に関して意見等を指定管理者に具申することにより、地区センター条例に定める利用の目的の実現を目指す」ことを目的としています。

審議事項としては、第3条で「①管理運営状況に関すること、②利用者の意見・要望に関することなど」としています。また、「指定管理者は委員の皆様からいただいた意見・要望を管理運営に反映させるよう努める」としています。

委員については、第4条の「委員の任期は2年」との規定により、令和2～3年度の就任を原則お願いすることになります。

2　コミュニティハウス委員会役員の選任

第6条により、「会長及び副会長各1名の選任は委員の互選による」とされています。

→出席委員の互選により「令和2～3年度の会長：荏田西連合自治会会長、副会長：荏田西地区社会福祉協議会会長」が承認されました。

【荏田西コミュニティハウス委員会会長の挨拶】

「地域の誰もが利用できる施設が必要」との要望も受けて、荏田西コミュニティハウスといった立派な施設が建設された。「地域の利用が課題になるのでは」と思っていたが、自治会を始めとした地域の様々な活動や地域の方々の活動拠点としてしっかり根付いていると実感しています。

感染症対策といった大きな課題を負う中での運営を強いられてきましたが、今年度の利用実績や自主事業実績、利用者アンケート結果等について説明を受けた後、委員の皆さんの意見・要望を出していただき、「より良い、より利用しやすいコミュニティハウス」に繋げていきたい。

《これ以降はコミュイティハウス委員会会長が進行》

3　報告事項･･･館長及び荏田西憩いの広場運営委員会委員から資料に基づき説明

(1)　新型コロナウィルス感染症拡大に伴う絆ハウスとしての対応

感染症拡大防止に関する横浜市・青葉区の方針や横浜市民施設協会の考え方を踏まえ、

感染症対策を講じることを第一に考え、適宜利用要件を設定しながら運営してきました。ご利用者や団体等のご理解とご協力をいただき、順調に運営ができたことを感謝しています。

4～5月の臨時休暇後、6月以降は会議室・交流サロンとも活動内容や利用定員に制限の設けながら運営しています。

利用者に「検温及び手指消毒」や「マスクの着用」をお願いすると同時に、コミュニティハウスとしても「テーブル・椅子等の設備及び返却図書の消毒」や「使用済スリッパの消毒」等感染対策に努めています。

(2) 令和2年度(4月～2月)利用状況(団体+個人利用分)

利用状況（団体及び個人利用分合計)では、「男性 1/3・女性 2/3」、「一般 54%・高齢者 26%」、「区内在住 93%」、「時間帯別では午前が最大で 39%、夜間が最低で 12%」と、概ね昨年度並みとなっています。

(3) 利用状況推移(平成 29 年度～令和2年度)

ア 今年度の一日平均利用者数は 57 名で、感染症への対応のため会議室及び交流サロンの利用定員を制限したことから対前年度比で▲29 名・▲34%となっています。

部屋の稼働率は 77%とほぼ前年度並み、時間帯別では「12～15 時 90%」「9～12 時及び 15～18 時 80%」と非常に高い一方で、「18～21 時 60%」と低く、引続き夜間利用率の向上が課題となっています。曜日別では「日・祝日 90%」「土曜 80%」「平日 75%」と全体的に高い稼働率になっています。

イ 図書貸出では毎年大幅な増となっており、今年度は、一般図書の大幅増もあり、対年度比+27％となっています。利用者からの図書リクエストや話題図書の購入、図書配架方法の改善、HP 等での定期的な新着図書等の紹介が利用の増に繋がっていると考えています。

(4) 令和2年度自主事業(4月～2月1日)実績

ア 感染症対策による臨時休館と自主事業自粛期間が明けた8月以降、実施時期の変更や定員削減を図りながら実施してきました。参加者アンケートでは「大変良い 70%」「良い 26%」と満足度の高い結果となっています。アンケートでいただいた意見・要望を活かしながら、更に多くの方に喜んでいただけるような自主事業の企画・実施に繋げていきます。

イ 今年度新規事業として、「歴史講座～古都鎌倉の魅力」やビオラ市が尾地域ケアプラザとの連携による「認知症サポーター養成講座」や「車椅子等体験講座」を実施しました。

ウ 「歴史講座～古都鎌倉の魅力」では男性参加者が 47%、昨年度から実施している「やさしいナイトヨガ教室」では初めて参加の方が 53%と、新しい利用者の掘り起こしに繋がりました。

(5) 令和2年度利用者アンケート結果

ア 令和2年 11 月にコミュニティハウス利用者にアンケートへの協力を依頼し、207 件回収しました。

イ 『受付スタッフの対応』では「とても感じが良い 80%」+「感じが良い 19%」で 99％と昨年度を上回る高い評価をいただきました。『利用案内等の掲示』については「わかりやすい」が 73％、『清掃の状態』では「きれい」が 94％と、両方ともほぼ前年度並みとなっています。「わかりやすい情報発信と情報提供」が引き続きの課題と考えています。

ウ 『広報』では「ホームページを見たことがある」は 54％、「広報よこはま青葉区版施設からのお知らせを見たことがある」は 58％に止まっており、まだまだコミュニティハウスの存在や取組内容を広く知っていただくための工夫が必要と考えています。

エ 『自主事業で扱ってほしいテーマは？』については 20 件、「子ども向け体験教室」「一般・高齢者向け体験教室」「コンサート」「健康に関する教室・講座」の要望をいただきました。

オ 『運営等でお気づきの点は？』については 34 件、「予約方法の改善」「駐車スペース」の要望・意見をいただきました。

「いつもやさしく対応していただき、親子で利用しやすい」「絵本がたくさんあって助かります。絵本が増えると嬉しいです」「来館者の検温や消毒作業の徹底など安心して利用しています」といったプラスのご意見もたくさんいただき、とても励みになっています。

「プランターの花がきれいで、とても癒しになります」との意見をいただきました。荏田西連合自治会の協力をいただきながら、コミュニティハウスの前庭やエントランス付近に花を飾って来館者をお迎えするように努めています。

(6) 『荏田西憩いの広場』事業の概要及び実施状況・・・憩いの広場運営委員会委員説明

ア 荏田西地域の親子や家族、仲間同士、団体活動の憩いの場として利用できるフリースペースとしてコミュニティハウス前庭に「あおば地域サポート補助金」の交付対象事業として、『荏田西憩いの広場』を令和2年 10 月に開設しました。「利用者の自己管理及び自己責任」を原則として運営しています。

イ 地域の方々への周知を図るため、10～11 月を利用推進月間と位置付け、毎週土曜日と日曜日に地域の方の当番制により「ラジオ体操と用具の設置・撤収」を実施しました。

地域の方の要望に応えるため、12 月以降も毎週土曜日に地域の方の当番制により「ラジオ体操と用具の設定・撤収」を継続しています。荏田西地区では4番目のラジオ体操会場として定着してきています。

4 質疑・意見交換

(1) 第一回委員会(書面開催)での意見「荏田西地区にお住まいの方に事業や講座の講師をお願いしてはどうか」について、コミュニティハウスとしての取組状況と伺いたい。

→新しい自主事業の実施にあたっては講師の選定が大きな課題です。地域の人材についてはコミュニティハウス利用者からの情報によらざるを得ないのが現状なので、皆様からの幅広い情報提供を是非お願いします。

(2) 利用者アンケートの「運営等への意見・指摘事項」について、現時点でのコミュニティハウスの対応状況と今後の取組みについて具体化しているものがあれば伺いたい。

→「利用予約等」についてのご意見等では

① 「インターネット予約希望」については、システム整備にコストがかかる一方で、貸出スペースが2ケ所と地区センターと比較して小規模であることや、インターネット予約以外の方法を確保することが不可欠となること等の課題があります。費用対効果も見極めると、現状での対応を継続していきたいと考えています。

② 「電話予約方法」については、感染症対策として暫定措置として対応してきた方法を、1月から従来の方式に戻しましたので、ご指摘の状況は改善されています。併せて、利便性の向上を図るため「電話での仮予約→来館しての予約」から「電話での正式予約」に変更しています。

③ 「HPでの空き室情報更新」については、「毎週日曜日更新」に加えて「毎週水又は木曜日更新」を検討しています。

→「駐車スペース」についてのご意見等では

① 「駐車スペースの増」については、スペース的に限りがあることや、徒歩あるいは公共交通機関利用を前提とした施設ですので、現行の対応についてご理解とご協力をお願いします。

② 「夜間の駐車スペースが空いている場合の利用方法」については、原則を踏まえたうえで、運用の方法を検討していきたいと考えています。

(3) 荏田西憩いの広場利用にあたって、「利用者自らが設備設営・後片付けをする」では利用が困難な場合がある。コミュニティハウスのスタッフに設営・後片付けをお願いできないか。

→館長：憩いの広場の開設にあたっては地域の方々とコミュニティハウスとの調整により、「利用者自らの設備設営・後片付け実施」を決めています。コミュニティハウススタッフの体制では対応できないことをご理解ください。現在行っている、初めて利用される方への設営・後片付けの説明やお手伝いについては、引続き行っていきます。

憩いの広場運営委員：椅子は出し入れが簡単なガーデンチェアの利用が多く、テーブルも小さくて軽いサイドテーブルも用意しています。小さなお子さん連れのご家族を始め、多くの方に利用していただきやすいように、使い勝手が良くなるよう今後検討していきます。

5 その他

(1) 令和3年度第一回委員会は令和3年6月 26 日(土)15:00～に開催します。

(2) 令和3年度委員に変更がある場合は、5月末までに【氏名、住所、電話番号】の連絡をお願いします。

(3) コミュニティハウスの会議室稼働率は土日を中心に大変高くなっています。感染症対応等により自治会や団体の利用が不要になる場合は、他の登録団体の利用申込に応じることができるようになるので、できるだけ早くコミュニティハウスにキャンセルの連絡をお願いします。

6 閉会･･･会長から挨拶

委員の皆様、お疲れ様でした。皆さんに愛される、良い施設になってきていると感じている。引続き、地域としても応援していきたいと考えていますのでご協力をお願いします。

【了】